

# ふるさと納税の返礼品は課税される！～高額寄付は要注意！～

## 「ふるさと納税の返礼品」と「一時所得」

**ふるさと納税の返礼品**は「**一時所得**」に当てはまるため、課税の対象になります。**一時所得**とは、個人が労働以外の手段で得た一時的・臨時的所得のことを指します。返礼品以外にも、競馬の配当金・懸賞や福引きの商品・生命保険の一時金・損害保険の満期払戻金などがあります。

**一時所得**は、年間の合計金額が50万円を超えると、超えた金額に応じて所得税がかかる仕組みです。

**一時所得**＝**一時所得の対象になる収入金額**－**収入を得るために支出した経費**－**最大50万円(特別控除)**

## 「返礼品の価格」と「確定申告の時期」

注意しなければならないのが、課税の対象となる一時所得は、ふるさと納税の「**寄付金額**」ではなく、**返礼品の「価格(時価)」**であるということです。しかし、返礼品の価格を公表している自治体は少ないため、正確な金額を知ることが難しいです。市販されている商品であれば定価を知ることができますが、自治体が仕入れる返礼品の価格は必ずしも市場価格と一致するわけではありません。

そこで、ひとつの基準になるのが「**還元率30%**」という数字です。総務省からの要請によって、自治体の多くは**返礼品の価格を寄付金額の30%程度に留めるのが一般的**になっています。

つまり、ふるさと納税を利用して200万円の寄付をした場合、返礼品の相場はその30%に当たる60万円と考えることができます。返礼品の価格がわからない場合は、この方法でおおよその見当をつけるとよいでしょう。試算して50万円を超えそうな場合は、確定申告をする際のトラブルを防ぐためにも、自治体に問い合わせる**正確な金額を確認すると安心**です。

還元率から出した返礼品の相場からもわかるように、**返礼品が課税の対象になるのは、寄付金額が高額(約167万円以上)に達した場合**ということになります。

次に、**確定申告をする時期**ですが、「寄付をした年」ではなく、「**返礼品を受け取った年**」の**確定申告で申告**します。最近のふるさと納税返礼品には、送付時期を選べるもの、送付時期が先日付になっているもの、「定期便」と称して年に複数回の送付が予定されているもの、もありますので注意が必要です。

【今月の経営格言】 市場を多角化するという事は、どのような会社にとっても優れた企業構造の一つの型である。

by 一倉定 (経営コンサルタント)

どんな業界にも、斜陽化の危険は必ずある。永久に成長し続ける業界は無いのだ。もしも業界それ自体が斜陽化してしまえば、いくらその中で頑張っても駄目である。業界としての時期的な消長があり、業界固有の季節変動もある。

一つの業界に棲みついていたら、それらの影響を100%受けてしまう。まともにこの打撃を受けたら、潰れないまでも、大幅な業績低下や季節変動による定期的な業績低下を来すのである。この危険を避けるためには、二つ以上の業界にまたがることである。

「多角化」とは、棲みつく業界を多角化していくことである。「内部、つまり技術は専門化し、外部、つまり市場を多角化する」ということは、どのような会社にとっても、優れた企業構造の一つの型である。  
「一倉定の経営心得」より